

子どもや患者等に特に配慮すべき施設

- 学校，児童福祉施設
- 病院，診療所
- 行政機関の庁舎 等

第一種施設

【2019年7月1日から】

敷地内禁煙

屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所（特定屋外喫煙場所）に，喫煙場所を設置することができる。

第一種施設以外の施設

- 事務所
- 工場
- ホテル，旅館
- 飲食店 等

第二種施設

※個人の自宅やホテルの客室など，人の居住の用に供する場所は適用除外

【経過措置】

- 既存の経営規模の小さな飲食店
 - ・個人または中小企業が経営かつ客席面積100㎡以下

【2020年4月1日から】

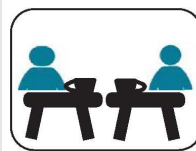
原則屋内禁煙(喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要)

経営判断により選択

屋内禁煙

喫煙専用室設置

加熱式たばこ専用の喫煙室設置



喫煙可能な場所である旨を掲示することにより，店内で喫煙可能

全ての施設で喫煙可能部分には，

- ①喫煙可能な場所である旨の掲示を義務付け
- ②客，従業員ともに20歳未満は立ち入れない